

## 船舶事故調査報告書

平成25年8月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
 委 員 庄 司 邦 昭  
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年5月2日（木） 09時10分ごろ
発生場所	長崎県長崎市二ツ岳鼻南東方沖 長崎市所在の茂木港沖防波堤東灯台から真方位214°7,500m付近 （概位 北緯32°38.6′ 東経129°52.5′）
事故調査の経過	平成25年5月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>ねんりき</sup> 念力丸、4.2トン NS3-48941（漁船登録番号）、個人所有 10.92m（Lr）×2.62m×0.81m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和59年7月27日 B モーターボート みうら、0.3トン 292-48363長崎、個人所有 3.80m（Lr）×1.54m×0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、11.00kW、昭和58年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年7月11日 免許証交付日 平成22年3月2日 （平成28年2月27日まで有効） B 船長B 男性 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成8年3月28日 免許証交付日 平成22年11月18日 （平成28年3月27日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 両舷船首部及び船首船底部に擦過傷 B 全損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、操舵室天井窓から頭部を出して

	<p>見張りに当たり、長崎市長崎半島南岸沿いを約12ノット(kn)の速力で手動操舵によって南西進した。</p> <p>船長Aは、衝突の約2～3分前、横揺れを感じ始め、また、腰に疲労を覚えたので、操舵室内に移動し、速力を約15knに増速した平成25年5月2日09時10分ごろ、二ツ岳鼻南東方沖において、A船の船首部とB船とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、二ツ岳鼻南東方沖において、B船とA船の船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突音及びかすかに「おーい」と言う人の声が聞こえたので、機関の回転を下げ、クラッチを中立にして後部甲板へ行き、後ろを見たところ、約20～30m離れた場所に船体の後部が沈み、半沈没状態となったB船及びB船の右舷につかまっている船長Bを認めた。</p> <p>船長Aは、反転してB船に接近し、船長Bに向かって「つかまりなさい」と声を掛けてロープを投げるとともに、海に飛び込み、船長BをB船上に押し上げて救助しようとしたものの、2人は、流されてB船から遠ざかり、離れ離れになった。</p> <p>船長Aは、意識がもうろうとしながら、漂流していたところ、付近の岩場に打ち上げられ、その後、海岸に見えた人に向かって手を振り、救助を求めた。</p> <p>船長Aは、海上保安部の要請により、来援した長崎県水難救済会所属の救難艇に11時41分ごろ救助された。</p> <p>船長Bは、12時40分ごろ本事故発生場所付近で漂流しているところを巡視艇に救助されて茂木港に向かい、救急車で病院へ搬送され、死亡が確認された。</p> <p>船長Bの死因は、溺水であった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：波向 北北西、波高 約50cm</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、航行中、左舷方沖に数隻の漁船を認めたただけであった。</p> <p>船長Aは、航行方向に他船を認めなかったため、注意力が散漫になっていた。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、本事故後、持病の腰痛が悪化して数日間入院した。</p> <p>A船は、機関整備後の試運転中であった。</p> <p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>船長Bは、家族に釣りに行くと話して家を出た。</p> <p>海上保安庁への岩場に孤立者がいるとの通報時刻は、10時22分ごろであった。</p> <p>A船が約15knの速力で航走したときの船首浮上の状況は、船長Aが操舵室に立った状態でへさきから約1m手前付近に水平線が見え、</p>

	<p>そのときの船首方の死角は、船首の正面から両舷側にそれぞれ約9°であった。</p> <p>海図W197によれば、本事故発生場所の北西方120m付近に水上岩があり、海岸からの距離は約80mである。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、二ツ岳鼻南東方沖を南西進中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、二ツ岳鼻南東方沖において、A船と衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>船長Bの死因は、溺水であった。</p> <p>船長Bは、死亡したため、B船の運航状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長Bは、衝突時に落水し、漂流していたことから、溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、二ツ岳鼻南東方沖において、A船が南西進中、A船とB船とが衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>